

議第232号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）

の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項の表中「1,640,000」を「1,770,000」に、「86,000」を「93,000」に、「114,000」を「123,000」に、「143,000」を「154,000」に、「820,000」を「886,000」に、「936,000」を「1,010,000」に、「48,000」を「52,000」に、「66,000」を「71,000」に、「81,000」を「87,000」に、「468,000」を「505,000」に、「799,000」を「860,000」に、「117,000」を「130,000」に改め、別表第2項中「1,710円」を「1,850円」に改め、同表第3項中「780円」を「840円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。